

安平町地域防災計画

資料編

令和 2年 3月
安平町防災会議

資料編目次

資料1 安平町防災会議

- 1-1 安平町防災会議条例
- 1-2 安平町防災会議組織図

資料2 災害対策本部

- 2-1 安平町災害対策本部条例
- 2-2 安平町災害対策本部組織図
- 2-3 災害対策本部事務分掌

資料3 避難所一覧表

- 3-1 指定緊急避難場所
- 3-2 指定避難所
- 3-3 福祉避難所

資料4 災害危険区域

- 4-1 重要水防箇所
- 4-2 急傾斜地崩壊危険箇所
- 4-3 土石流危険渓流
- 4-4 土砂災害警戒区域一覧
- 4-5 安平町内の河川
- 4-6 浸水想定区域（全体図）ハザードマップ
- 4-7 浸水想定区域（追分・早来地区拡大図）ハザードマップ[°]
- 4-8 ため池ハザードマップ[°]
- 4-9 災害危険区域内要援護者施設等一覧

資料5 消防力の現況及び組織機構

資料6 災害履歴

資料7 水防記録及び水防報告

資料8 気象庁震度階級関連解説表

資料9 樽前山噴火警戒レベル

資料10 災害情報等報告取扱要領

別冊 各種計画・マニュアル

- 別冊1 業務継続計画
- 別冊2 安平町災害時備蓄計画
- 別冊3 気象警報発表時における総務課職員初動マニュアル
- 別冊4 気象警報発表時における安平町職員初動マニュアル
- 別冊5 避難勧告の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）
- 別冊6 避難勧告の判断・伝達マニュアル（洪水編）
- 別冊7 避難所開設マニュアル
- 別冊8 避難所運用マニュアル
- 別冊9 MCA無線機運用マニュアル

防 災 会 議

1 - 1 安平町防災会議条例

1 - 2 安平町防災会議組織図

1－1 安平町防災会議条例

平成18年3月27日安平町条例第152号

改正

平成24年9月28日安平町条例第23号

平成29年9月27日安平町条例第24号

安平町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、安平町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 安平町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2人
 - (2) 町を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の隊員のうちから町長が任命する者 1人
 - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3人
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 2人
 - (6) 町の教育委員会の教育長 1人
 - (7) 胆振東部消防組合のうちから町長が任命する者 2人
 - (8) 指定公共機関及び公共的機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 5人

6 前項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

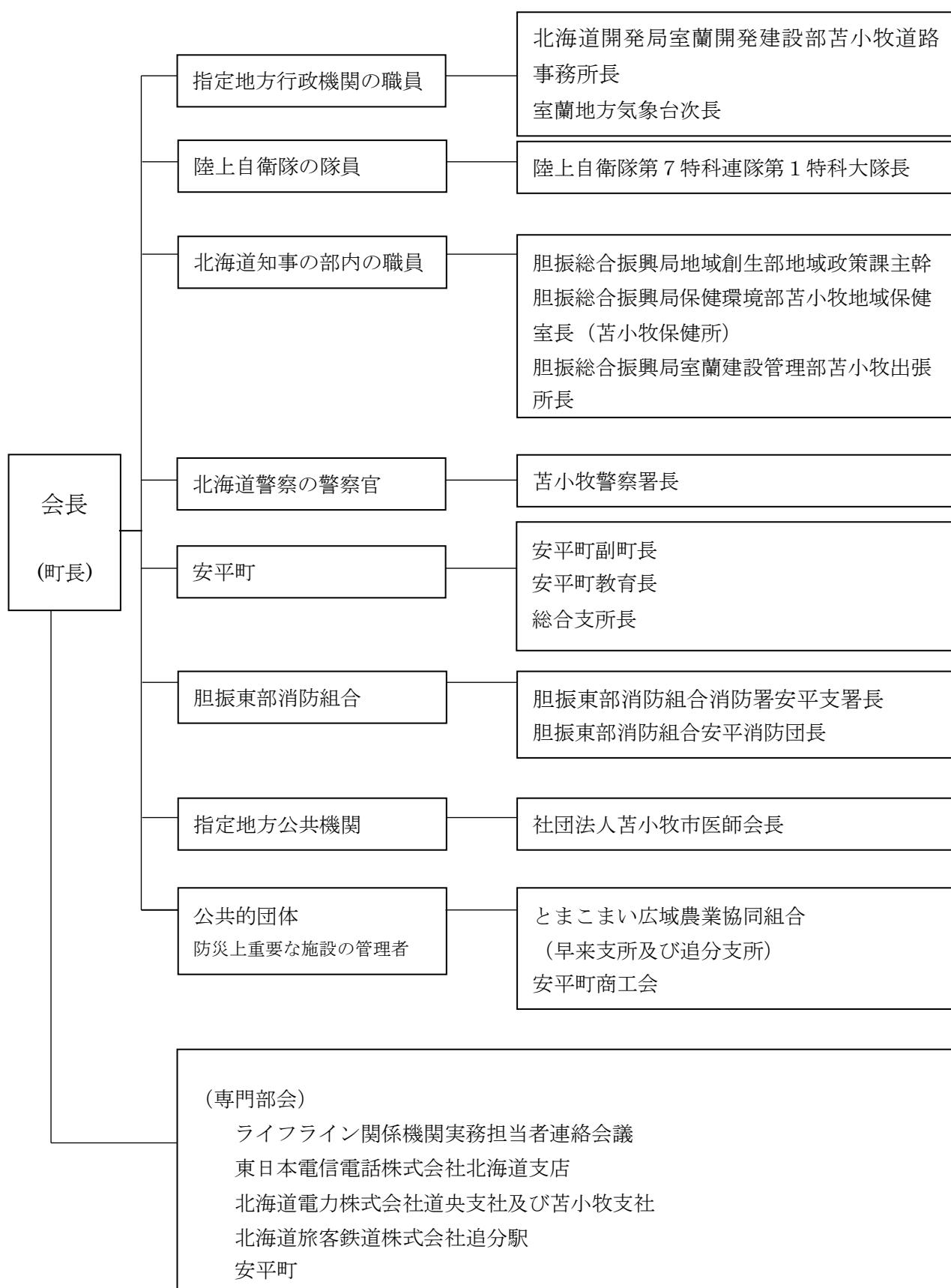
附 則（平成24年9月28日安平町条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月27日安平町条例第24号）

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

1-2 安平町防災会議組織図



災害対策本部

2-1 安平町災害対策本部条例

2-2 安平町災害対策本部組織

2-3 災害対策本部事務分掌

資料 2

2－1 安平町災害対策本部条例

平成18年3月27日

安平町条例第153号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、安平町災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

2-2 安平町災害対策本部組織

本部長 (町長)	部	班	所属グループ
副本部長 (副町長)	総務対策部 部長：総務課長 副部長：政策推進課長 副部長：会計課長 副部長：議会事務局長	総括管理班 (班長：情報GL) (副班長：政策推進GL) 総務班 (班長：総務GL) (副班長：総務・議事GL) 財政班 (班長：財政GL)	・情報G ・政策推進G ・総務G ・議事G ・財政G ・出納G
本部事務局 【本部総括】 (総務課長) (総務課)	建設対策部 部長：建設課長 副部長：参事	土木班 (班長：土木・公園GL) 施設班 (班長：施設GL)	・施設・公園G ・施設G
本部員 (各部長) (各副部長)	上下水道対策部 部長：水道課長 副部長：参事	上下水道班 (班長：水道GL) (副班長：下水道GL) (副班長：業務GL)	・水道G ・下水道G ・業務G
【本部員会議】 ・本部長 ・副本部長 ・本部員 (各部長、副部長、調整役) ・本部長の指名する職員	住民対策部 部長：総合支所長 副部長：健康福祉課長 副部長：税務住民課長 調整役：参事	生活支援班 (班長：福祉GL) (副班長：国保・介護GL) (副班長：住民サービスGL) 保健班 (班長：健康推進GL) 環境衛生班 (班長：住民生活GL) 税務班 (班長：税務GL)	・福祉G ・国保・介護G ・住民サービスG ・保健推進G ・住民生活G ・安平厚真行政事務組合 ・税務G
	経済対策部 部長：産業経済課長 副部長：地域推進課長 副部長：農業委員会事務局長 調整役：参事	農林班 (班長：農政・畜産GL) (副班長：土地改良・林務G) (副班長：農地GL) 商工労働班 (班長：商工労働観光GL) (副班長：道の経営推進GL) (副班長：地域推進GL)	・農政・畜産G ・土地改良・林務G ・農地G ・商工労働観光G ・道の駅経営推進G ・地域推進G
	教育対策部 部長：教育次長 副部長：参事	学校教育班 (班長：学校教育GL) 社会教育班 (班長：社会教育GL) 施設管理班 (班長：総合教育GL)	・学校教育G ・社会教育G ・総合教育G
	消防対策部 (部長：消防署安平支署長指名者)	消防班 (班長：消防署安平支署担当者)	消防署安平支署及び追分出張所職員

2－3 災害対策本部事務分掌

総務対策部

統括管理班

- 1 町防災会議に関すること。
- 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。
- 3 災害対策本部の運営・統括に関すること。
- 4 気象の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の収集、伝達に関すること。
- 5 庁内の非常体制に関すること。
- 6 各部との連絡調整に関すること。
- 7 関係機関との連絡調整に関すること。
- 8 自衛隊の派遣要請に関すること。
- 9 避難勧告・避難指示の発令に関すること。
- 10 自主防災組織との連絡調整に関すること。
- 11 被害状況の取りまとめ、記録及び報告に関すること。
- 12 情報ネットワークの被害確認及び復旧対策に関すること。
- 13 電算システムの被害確認及び復旧対策に関すること。
- 14 電算データの保存に関すること。
- 15 災害広報及び広聴の企画実施に関すること。
- 16 被災地の写真記録等に関すること。
- 17 報道機関の対応に関すること。
- 18 その他災害対策の総合調整に関すること。
- 19 他の部、班への支援に関すること。

総務班

- 1 災害対策本部の庶務に関すること。
- 2 各部（班）の連絡調整に関すること。
- 3 職員の動員計画、招集及び解散に関すること。
- 4 動員職員の出動状況の記録に関すること。
- 5 動員職員に対する災害用備蓄品等の貸与並びに給食及び寝具の調達供給に関すること。
- 6 災害時の労務供給計画の実施に関すること。
- 7 水防資機材等備品、物品の支給に関すること。
- 8 災害時における電力の確保に関すること。
- 9 庁舎内の応急措置及び復旧対策に関すること。
- 10 車両の確保及び配車に関すること。
- 11 避難者等の輸送手段確保に関すること。
- 12 議員対応に関すること。
- 13 総務対策部内の連絡調整に関すること。
- 14 その他各部（班）に属さないこと。

財政班

- 1 災害対策の予算措置に関すること。
- 2 義援金品の受付、管理に関すること。
- 3 災害経費の出納に関すること。
- 4 その他の部、班への支援に関すること。

建設対策部

土木班

- 1 道路・橋梁・河川等の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
- 2 所管施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
- 3 土木建設用の機械及び資材の確保及び輸送に関すること。
- 4 雪害対策及び障害物の除去に関すること。
- 5 被災地の交通不能箇所の調査及び交通路線の確保に関すること。
- 6 災害の復旧事業に関すること。
- 7 その他の部、班への支援に関すること。

施設班

- 1 公共建築物及び町営住宅の被害状況調査並びに応急対策に関すること。
- 2 一般建築物の被害状況調査及び復旧対策に関すること。
- 3 危険建物（被災宅地）の調査及び復旧対策に関すること。（応急危険度判定に関すること。）
- 4 応急仮設住宅の建設に関すること。
- 5 その他の部、班への支援に関すること。

上下水道対策部

上下水道班

- 1 水道施設、早来富岡地区専用水道施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。
- 2 災害時の飲料水の確保及び断水に関すること。
- 3 水道資材の確保に関すること。
- 4 給水、断水の広報に関すること。
- 5 水源地の管理保全に関すること。
- 6 水質保全に関すること。
- 7 下水道施設、簡易下水道施設等の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。
- 8 下水道資材の確保に関すること。
- 9 災害時の汚物処理に関すること。
- 10 その他の部、班への支援に関すること。

住民対策部

生活支援班

- 1 被災者の救助活動及び住民の避難誘導に関すること。
- 2 要配慮者の支援に関すること。

- 3 日本赤十字社、社会福祉協議会その他協力団体による救助活動の連絡調整に関すること。
- 4 社会福祉施設、介護保険関係施設の被害状況調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
- 5 避難所の開設・運営・管理に関すること。
- 6 被災者の避難状況の記録及び報告に関すること。
- 7 被災者に対する応急食糧、衣料、生活必需品等の物資の供給等に関すること。
- 8 被災者の生活保護にかんすること。
- 9 義援金品等の配布に関すること。
- 10 その他の部、班への支援に関すること。

保健班

- 1 災害時の応急医療及び助産、歯科診療その他医療全般に関すること。
- 2 被災地及び避難所の保健指導と伝染病対策に関すること。
- 3 救急医薬品その他衛生資材の調達及び供給に関すること。
- 4 苫小牧市医師会及び苫小牧歯科医師会との連絡調整に関すること。
- 5 保健所との連絡調整に関すること。
- 6 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること。
- 7 その他の部、班への支援に関すること。

環境衛生班

- 1 被災地の環境衛生保持に関すること。
- 2 被災地の食品衛生保持に関すること。
- 3 被災地の仮設トイレの設置に関すること。
- 4 被災地の清掃及び廃棄物処理体制に関すること。
- 5 防疫、薬剤・器具の確保及び供給に関すること。
- 6 災害時の防疫計画の作成及び実施に関すること。
- 7 災害時の遺体の埋葬に関すること。
- 8 被災者名簿の作成に関すること。
- 9 被災者の安否確認に関すること。
- 10 戸籍データの被害調査及び復旧対策に関すること。
- 11 飼養動物に関すること。
- 12 その他の部、班への支援に関すること。

税務班

- 1 罷災証明に関すること。
- 2 被災者に対する町税等の減免・猶予に関すること。
- 3 その他の部、班への支援に関すること。

経済対策部

農林班

- 1 農林産物及び家畜の被害状況調査、応急措置並びに復旧対策に関すること。
- 2 農業施設等の被害状況調査、応急措置並びに復旧対策に関すること。
- 3 被災地の病害虫の防疫に関すること。

- 4 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。
- 5 林野火災に関すること。
- 6 農業災害補償及び被災農家に対する融資に関すること。
- 7 死亡獣畜の処理に関すること。
- 8 その他の部、班への支援に関すること。

商工労働班

- 1 商工業及び観光事業関係の被害状況調査、応急措置並びに復旧対策に関すること。
- 2 災害時における食糧及び燃料、生活必需品の調達に係る商工業者との協議に関すること。
- 3 災害時の労務供給計画の実施に関すること。
- 4 労働相談に関すること。
- 5 その他の部、班への支援に関すること。

文教対策部

学校教育班

- 1 災害時における児童、生徒の避難及び救護に関すること。
- 2 学校教育施設における被害の調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。
- 3 各学校との連絡調整に関すること。
- 4 おいわけ子ども園、はやきた子ども園、その他子育て支援施設における被害の調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。
- 5 被災児童、生徒の保護者との連絡調整に関すること。
- 6 被災児童、生徒の給食及び学用品の支給に関すること。
- 7 災害時の応急教育に関すること。
- 8 教育関係義援金品の受け付けに関すること。
- 9 災害時における給食センターの管理運営に関すること。
- 10 その他の部、班への支援に関すること。

社会教育班

- 1 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。
- 2 社会教育団体との連絡調整、応援協力要請に関すること。
- 3 社会教育施設の応急利用に関すること。
- 4 文化財の保護及び応急対策に関すること。
- 5 施設利用者の避難に関すること。
- 6 その他の部、班への支援に関すること。

施設管理班

- 1 教育委員会所管施設の建物被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。
- 2 その他の部、班への支援に関すること。

消防対策部

消防班

- 1 消防活動及び水防活動に関すること。
- 2 警戒区域の設定に関すること。

- 3 火災警報等の住民への周知に関すること。
- 4 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。
- 5 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。
- 6 病人、負傷者、急患等の搬送に関すること。
- 7 安平町消防団に関すること。
- 8 上記の他、町長の要請に基づき、町の実施する予防、災害対策の支援協力に関すること。

避 難 所 一 覧 表

3 - 1 指定緊急避難場所

3 - 2 指定避難所

3 - 3 福祉避難所

3－1 指定緊急避難場所

【早来地区】

	名 称	所 在 地	面積(㎡)	収容 人員	対象とする現象
1	東早来会館	東早来109番地2	64	30	崖崩れ等、地震
2	北進会館広場	早来北進85番地5	1,000	—	地震
3	北進会館	早来北進85番地5	169	50	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
4	早来小学校グラウンド	早来大町159番地	22,035	—	地震、大規模火災
5	早来小学校	早来大町159番地	3,666	570	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象
6	しらかば会館	早来大町156番地1	209	50	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
7	はだしの広場	早来大町141番地3	18,056	—	地震、大規模火災
8	あかね公園	早来大町141番地39	1,720	—	地震
9	ときわ公園	早来北進98番地45	253,083	—	地震、大規模火災
10	町民センター	早来北進102番地4	3,503	830	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
11	早来研修センター広場	早来大町41番地	5,954	—	地震
12	さつき会館	早来栄町109番地5	117	30	地震、火山現象
13	デイサービスセンター広場	早来栄町133番地42	2,120	—	地震
14	デイサービスセンター	早来栄町133番地42	583	50	地震、火山現象
15	北町会館広場	早来北町51番地2	1,200	—	地震
16	北町会館	早来北町51番地2	227	50	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
17	富岡会館	早来富岡245番地1	154	30	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫

【追分地区】

	名 称	所 在 地	面積(㎡)	収容 人員	対象とする現象
18	道の駅 あびらD51ステーション	追分柏が丘49番地1	1,310	400	地震、洪水、内水氾濫、大規模火災
19	追分小学校	追分柏が丘22番地	4,557	390	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象
20	追分小学校グラウンド	追分柏が丘22番地	10,790	—	地震、大規模火災
21	追分中学校	追分本町6丁目56番地	3,541	400	崖崩れ等、地震、内水氾濫
22	追分中学校グラウンド	追分本町6丁目56番地	18,916	—	地震、大規模火災
23	追分高等学校	追分本町7丁目8番地	806	600	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象
24	追分高等学校グラウンド	追分本町7丁目8番地	46,573	—	地震、大規模火災
25	ふれあいセンターい・ぶ・き	追分本町5丁目7番地	276	250	崖崩れ等、地震
26	追分公民館	追分緑が丘200番地2	2,804	500	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象

27	追分公民館駐車場	追分緑が丘201番地3 及び200番地2	10,790	—	地震、大規模火災
28	多目的スポーツセンター	追分中央1番地49	1,137	300	崖崩れ等、地震
29	ぬくもりセンター	追分中央1番地40	435	120	崖崩れ等、地震
30	労働会館	追分本町7丁目3番地	220	90	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
31	柏が丘球場	追分柏が丘33番地	12,791	—	地震、大規模火災
32	憩の家	追分本町3丁目64番地	96	60	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
33	青葉会館	追分白樺2丁目3番地1	290	145	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
34	青葉3丁目広場	追分青葉3丁目144番地	—	—	地震、大規模火災
35	南公住広場	追分花園3丁目123番地	—	—	地震、大規模火災
36	花園若草会館	追分若草1丁目35番地	113	80	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
37	若草公園（広場）	追分若草2丁目126番地	—	—	地震、大規模火災
38	若草3丁目公園(若草わんぱーく)	追分若草3丁目235番地	840	—	地震
39	鉄道資料館前広場	追分白樺2丁目14番地	2,146	—	地震
40	鹿公園(イベント広場等)	追分白樺2丁目	9,542	—	地震、大規模火災
41	鹿公園北(花回廊の森)	追分白樺2丁目3番地1	30,931	—	地震、大規模火災
42	鹿公園南(萌えの森)	追分白樺2丁目5番地	48,190	—	地震、大規模火災
43	センターブリッジ西広場	追分白樺2丁目201番 地及び203番地	14,941	—	地震、大規模火災
44	豊栄会館	追分豊栄563番地	165	70	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
45	明春迎会館	追分弥生496番地	186	80	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
46	旭陽会館	追分向陽865番地	310	120	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
47	農村文化センター	追分美園161番地	398	120	崖崩れ等、地震

【安平地区】

	名 称	所 在 地	面積(m ²)	収容 人員	対象とする現象
48	みずほ館広場	早来瑞穂1212番地1	6,307	—	地震、大規模火災
49	みずほ館	早来瑞穂 1211 番地1	548	100	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
50	安平小学校グラウンド	安平 165 番地	19,781	—	地震、大規模火災
51	安平小学校	安平165番地	2,388	330	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象
52	安平公民館	安平165番地	506	50	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
53	緑丘会館	早来緑丘80番地7	81	30	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
54	守田会館グラウンド	早来守田123番地2	6,403	—	地震、大規模火災、内水氾濫
55	守田会館	早来守田123番地2	51	30	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
56	旧安平保育園グラウンド	安平449番地9	2,332	—	地震

【遠浅地区】

	名 称	所 在 地	面積(m ²)	収容 人員	対象とする現象
57	新栄第一会館	早来新栄312番地	116	30	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
58	新栄第二会館	早来新栄164番地	90	30	崖崩れ等、地震、内水氾濫
59	遠浅小学校グラウンド	遠浅580番地	22,629	—	地震、大規模火災
60	遠浅小学校	遠浅580番地	2,454	350	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
61	東遠浅生活館	遠浅508番地	132	30	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
62	源武会館	早来源武81番地	65	30	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
63	遠浅公園	遠浅125番地2	14,274	—	地震、大規模火災
64	遠浅公民館	遠浅125番地1	716	210	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫

3－2 指定避難所

【早来地区】

	名 称	所 在 地	面積(m ²)	収容 人員	対象とする現象
1	東早来会館	東早来109番地2	64	30	崖崩れ等、地震
2	北進会館	早来北進85番地5	169	50	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
3	早来小学校	早来大町159番地	3,666	570	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象
4	しらかば会館	早来大町156番地1	209	50	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
5	町民センター	早来北進102番地4	3,503	830	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
6	さつき会館	早来栄町109番地5	117	30	地震、火山現象
7	デイサービスセンター	早来栄町133番地42	583	50	地震、火山現象
8	北町会館	早来北町51番地2	227	50	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
9	富岡会館	早来富岡245番地1	154	30	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫

【追分地区】

	名 称	所 在 地	面積(m ²)	収容 人員	対象とする現象
10	追分小学校	追分柏が丘22番地	4,557	390	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象
11	追分中学校	追分本町6丁目56番地	3,541	400	崖崩れ等、地震、内水氾濫
12	追分高等学校	追分本町7丁目8番地	806	600	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象
13	ふれあいセンターい・ぶ・き	追分本町5丁目7番地	276	250	崖崩れ等、地震
14	追分公民館	追分緑が丘200番地2	2,804	500	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象
15	多目的スポーツセンター	追分中央1番地49	1,137	300	崖崩れ等、地震
16	ぬくもりセンター	追分中央1番地40	435	120	崖崩れ等、地震
17	労働会館	追分本町7丁目3番地	220	90	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
18	憩の家	追分本町3丁目64番地	96	60	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
19	青葉会館	追分白樺2丁目3番地1	290	145	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
20	花園若草会館	追分若草1丁目35番地	113	80	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
21	豊栄会館	追分豊栄563番地	165	70	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
22	明春辺会館	追分弥生496番地	186	80	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
23	旭陽会館	追分向陽865番地	310	120	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
24	農村文化センター	追分美園161番地	398	120	崖崩れ等、地震

【安平地区】

	名 称	所 在 地	面 積(m ²)	収容 人員	対象とする現象
25	みずほ館	早来瑞穂 1211番地 1	548	100	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
26	安平小学校	安平165番地	2,388	330	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象
27	安平公民館	安平165番地	506	50	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
38	緑丘会館	早来緑丘80番地7	81	30	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
29	守田会館	早来守田123番地2	51	30	洪水、崖崩れ等、内水氾濫

【遠浅地区】

	名 称	所 在 地	面 積(m ²)	収容 人員	対象とする現象
30	新栄第一会館	早来新栄312番地	116	30	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
31	新栄第二会館	早来新栄164番地	90	30	崖崩れ等、地震、内水氾濫
32	遠浅小学校	遠浅580番地	2,454	350	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
33	東遠浅生活館	遠浅508番地	132	30	洪水、崖崩れ等、内水氾濫
34	源武会館	早来源武81番地	65	30	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫
35	遠浅公民館	遠浅125番地1	716	210	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫

3－3 福祉避難所

【早来地区】

	名 称	所 在 地	面積(m ²)	収容 人員	対象とする現象
1	町民センター	早来北進102番地4	3,503	830	洪水、崖崩れ等、内水氾濫

【追分地区】

	名 称	所 在 地	面積(m ²)	収容 人員	対象とする現象
2	追分公民館	追分緑が丘200番地2	2,804	500	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫、火山現象

【安平地区】

	名 称	所 在 地	面積(m ²)	収容 人員	対象とする現象
3	安平公民館	安平165番地	506	50	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫

【遠浅地区】

	名 称	所 在 地	面積(m ²)	収容 人員	対象とする現象
4	遠浅公民館	遠浅125番地1	716	210	洪水、崖崩れ等、地震、内水氾濫

災害危険区域

4-1 重要水防箇所

4-2 急傾斜地崩壊危険箇所

4-3 土石流危険渓流

4-4 土砂災害警戒区域一覧

4-5 安平町内の河川

4-6 浸水想定区域（全体図）ハザードマップ

4-7 浸水想定区域（追分・早来地区拡大図）ハザードマップ

4-8 ため池ハザードマップ

4-9 災害危険区域内要援護者施設等一覧

4－1 重要水防箇所

【安平川水系安平川】

右・ 左岸	起点位置 (k m)			終点位置 (k m)			重要水防 区域延長 (k m)	築堤
	地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離		
右岸	早来源武	遠浅川合流部	10.80	早来新栄	(国) 早来橋	17.40	6.60	有
左岸	早来栄町	(道) 早来跨線橋	17.62	早来大町	ニタツボロ川との合流点	18.70	1.08	無
左岸	追分花園 1丁目	(町) 人道橋	29.90	緑が丘	(道) 追分跨線橋	31.33	1.43	無
右岸	追分中央	(町) 人道橋	29.90	中央	(道) 追分跨線橋	31.33	1.43	無

4－2 急傾斜地崩壊危険箇所

令和元年 12月現在

図番号	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別 警戒区域	人家等 の有無
急 001	I -3-10-1650	早来 北町	○	○	有
急 002	II-3-3-1176	早来 新栄 1	○	○	有
急 003	II-3-4-1177	早来 新栄 2	○	○	有
急 004	II-3-5-1178	早来 東早来	○	○	有
急 005	II-3-6-1179	早来 北進	○		有

4-3 土石流危険渓流

令和元年 12月現在

図番号	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	人家等の有無
土 001	II 31-0220	フモンケ右沢	○		有
土 002	II 31-0230	安平の沢			有
土 003	II 31-0240	安平左の沢			有
土 004	I 31-0250	自衛隊の沢	○		有
土 005	II 31-0260	自衛隊北の沢	○		有
土 006	II 31-0280	瑞穂の沢	○		有
土 007	II 31-0290	東早来の沢	○		有
土 008	II 31-0300	東早来の南沢			有
土 009	II 31-0310	緑ヶ丘東の沢	○		有
土 010	I 31-0320	北進東の沢	○		有
土 011	I 31-0330	トキワ沢	○		有
土 012	I 31-0340	太子堂の沢川	○		無
土 013	I 31-0350	変電所沢川	○		有
土 014	II 31-0360	栄の沢 2号	○		有
土 015	II 31-0370	栄の沢	○		有
土 016	II 31-0380	新栄の沢	○		有
土 017	II 31-0390	シンエイ 1の沢	○		有
土 018	準 31-27	富岡東の沢	○		有
土 019	準 31-28	富岡の沢	○	○	有
土 020	準 31-30	キタノ沢川	○		有
土 021	準 31-31	安平西 1の沢			無
土 022	準 31-32	安平西 2の沢			無
土 023	準 31-33	安平北 1の沢			無
土 024	準 31-34	安平北 2の沢			無
土 025	準 31-35	瑞穂曲りの沢	○		無
土 026	準 31-36	瑞穂北の沢			有
土 027	準 31-37	緑が丘東 2の沢	○		有
土 028	準 31-38	スズラン 2の沢	○		有
土 029	準 31-39	スズラン 1の沢			無
土 030	準 31-40	北進東 1の沢			無
土 031	準 31-41	北進東 2の沢			無
土 032	準 31-42	北進東 3の沢	○		無
土 033	準 31-43	北進東 4の沢	○		有

土 034	準 31-44	北進東 5 の沢	○	○	無
土 035	準 31-45	北進東 6 の沢	○		無
土 036	準 31-46	ときわ公園の沢	○		有
土 037	準 31-47	ときわ公園南の沢			有
土 038	準 31-48	シモシンエイの沢	○		無
土 039	準 31-49	シモシンエイ 2 の沢	○		無
土 040	準 31-50	源武の沢			有
土 041	II 31-0270	緑ヶ丘病院の沢			有
土 042	準 31-141	豊栄 1 の沢			無
土 043	準 31-165	安平川左 3 の沢			無
土 044	準 31-166	安平川左 4 の沢			無
土 045	準 31-168	向陽 2 の沢			無
土 046	準 31-169	向陽 3 の沢			無
土 047	準 31-170	向陽 4 の沢			無
土 048	準 31-172	美園 2 の沢			無
土 049	準 31-172	本町の沢			無

4—4 土砂災害警戒区域一覧

令和2年12月現在								
番号		現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
1	土013	土石流	早来栄町	変電所沢川	I-31-0350	平成24年08月28日	○	
2	土014	土石流	早来栄町	栄の沢2号	II-31-0360	平成24年08月28日	○	
3	土012	土石流	早来栄町	太子堂の沢川	I-31-0340	平成27年06月15日	○	
4	土015	土石流	早来栄町	栄の沢	II-31-0370	平成27年06月15日	○	
5	土011	土石流	早来大町	トキワ沢	I-31-0330	平成28年07月15日	○	
6	急002	急傾斜地の崩壊	早来新栄	早来新栄1	II-3-3-1176	平成28年07月15日	○	○
7	急003	急傾斜地の崩壊	早来新栄、北町	早来新栄2	II-3-4-1177	平成28年07月15日	○	○
8	急004	急傾斜地の崩壊	東早来	早来東早来	II-3-5-1178	平成29年1月13日	○	○
9	急001	急傾斜地の崩壊	早来北町	早来北町	I-3-10-1650	平成29年12月1日	○	○
10	土018	土石流	早来富岡	富岡東の沢	III-31-027	平成29年12月1日	○	
11	土019	土石流	早来富岡	富岡の沢	III-31-028	平成29年12月1日	○	○
12	土020	土石流	早来富岡、北町	キタノ沢川	III-31-030	平成29年12月1日	○	
13	土001	土石流	早来富岡	フモンケ右沢	II-31-0220	平成29年12月1日	○	
14	急005	急傾斜地の崩壊	早来北進	早来北進	II-3-6-1179	令和元年12月24日	○	
15	土010	土石流	早来北進	北進東の沢	I-31-0320	令和元年12月24日	○	
16	土016	土石流	早来新栄	新栄の沢	II-31-0380	令和元年12月24日	○	
17	土017	土石流	早来新栄	シンエイ1の沢	II-31-0390	令和元年12月24日	○	
18	土032	土石流	早来北進	北進東3の沢	III-31-042	令和元年12月24日	○	
19	土033	土石流	早来北進	北進東4の沢	III-31-043	令和元年12月24日	○	
20	土034	土石流	早来北進	北進東5の沢	III-31-044	令和元年12月24日	○	○
21	土035	土石流	早来北進	北進東6の沢	III-31-045	令和元年12月24日	○	
22	土036	土石流	早来北進	ときわ公園の沢	III-31-046	令和元年12月24日	○	
23	土039	土石流	早来新栄	シモシンエイ2の沢	III-31-049	令和元年12月24日	○	
24	土040	土石流	早来源武	源武の沢	III-31-050	令和元年12月24日	○	
25	土007	土石流	東早来	東早来の沢	II-31-0290	令和元年12月24日	○	
26	土028	土石流	早来守田	スズラン2の沢	III-31-038	令和元年12月24日	○	
27	土004	土石流	安平	自衛隊の沢	I-31-0250	令和元年12月24日	○	
28	土005	土石流	安平	自衛隊北の沢	II-31-0260	令和元年12月24日	○	
29	土009	土石流	早来緑丘	緑ヶ丘東の沢	II-31-0310	令和元年12月24日	○	
30	土027	土石流	早来緑丘	緑が丘東2の沢	III-31-037	令和元年12月24日	○	
31	土006	土石流	早来瑞穂	瑞穂の沢	II-31-0280	令和元年12月24日	○	
32	土025	土石流	早来瑞穂	瑞穂曲りの沢	III-31-035	令和元年12月24日	○	
33	土002	土石流	安平	安平の沢	II-31-0230	令和2年12月4日	○	
34	土003	土石流	安平	安平左の沢	II-31-0240	令和2年12月4日	○	
35	土021	土石流	安平	安平西1の沢	III-31-031	令和2年12月4日	○	
36	土022	土石流	安平	安平西2の沢	III-31-032	令和2年12月4日	○	
37	土023	土石流	安平	安平北1の沢	III-31-033	令和2年12月4日	○	
38	土024	土石流	安平	安平北2の沢	III-31-034	令和2年12月4日	○	
39	土026	土石流	早来瑞穂	瑞穂北の沢	III-31-036	令和2年12月4日	○	○
40	土029	土石流	早来北進	スズラン1の沢	III-31-039	令和2年12月4日	○	
41	土030	土石流	早来北進	北進東1の沢	III-31-040	令和2年12月4日	○	
42	土031	土石流	早来北進	北進東2の沢	III-31-041	令和2年12月4日	○	
43	土037	土石流	早来北進	ときわ公園南の沢	III-31-047	令和2年12月4日	○	
44	土041	土石流	追分縁が丘	緑ヶ丘病院の沢	I-31-0270	令和2年12月4日	○	○
45	急34	急傾斜地の崩壊	早来北進	早来北進2	III-3-R01-2001	令和2年12月4日	○	○
46	急35	急傾斜地の崩壊	追分縁が丘	追分縁が丘	I-3-R01-2002	令和2年12月4日	○	○

4－5 安平町内の河川

1 2級河川

安平川水系（水系番号：7089）

河川番号	河川名	流路延長(km)	備考
10	安平川	49.8	追分橋（道道462号）より下流
230	ニッタツボロ川	3.1	安平川から東早来橋下流まで
270	支安平川	9.0	
140	遠浅川	4.6	安平川合流点から苦東区域内である 国道234号まで

2 準用河川

安平川水系（水系番号：7089）

河川番号	河川名	流路延長(km)	備考
230	ニッタツボロ川	11.5	東早来橋下流から橋本牧場内早来守田91番地2（右岸）まで
220	トキサラマップ川	4.0	安平川から早来浄水場上流側

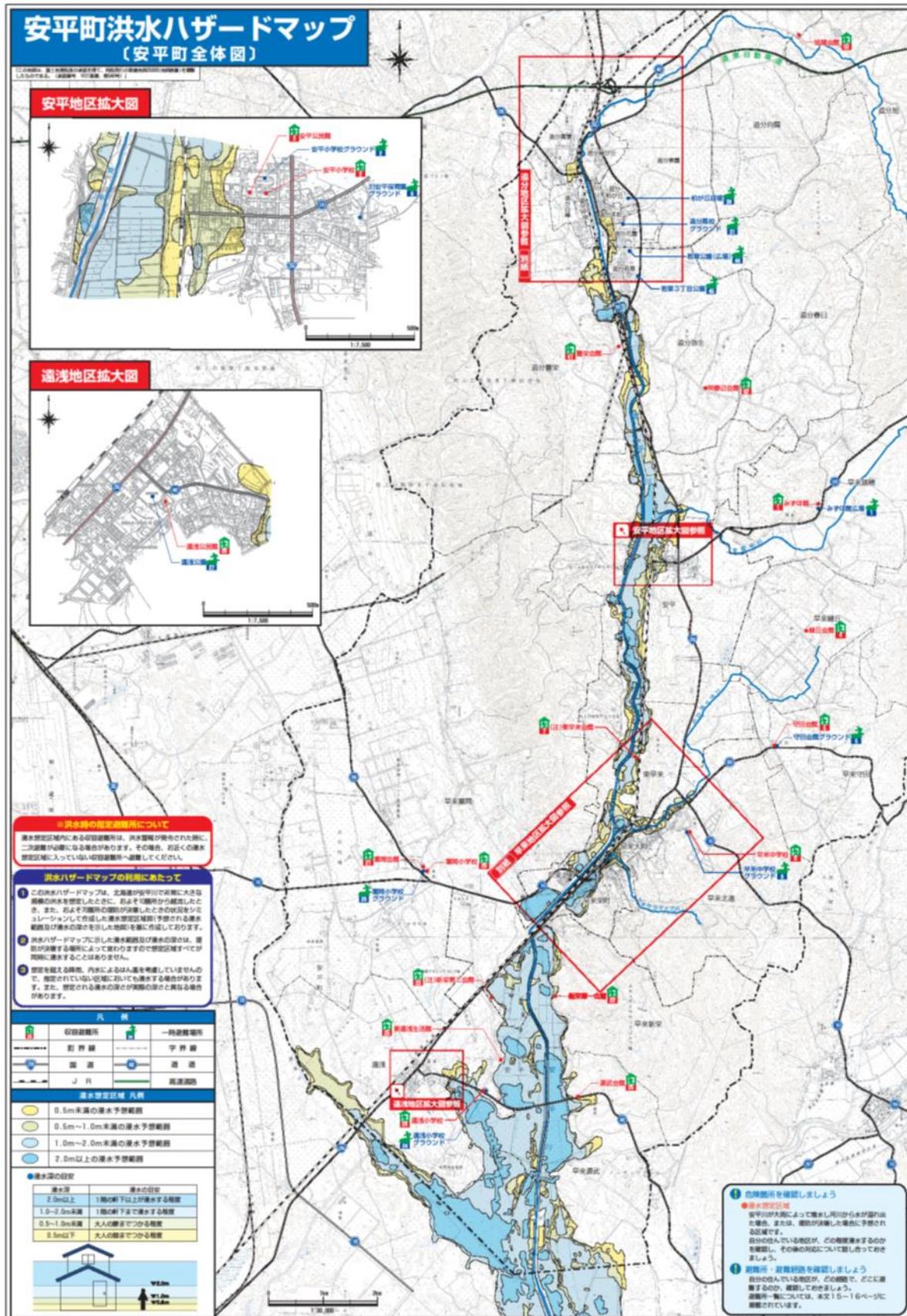
3 普通河川

安平川水系（水系番号：7089）

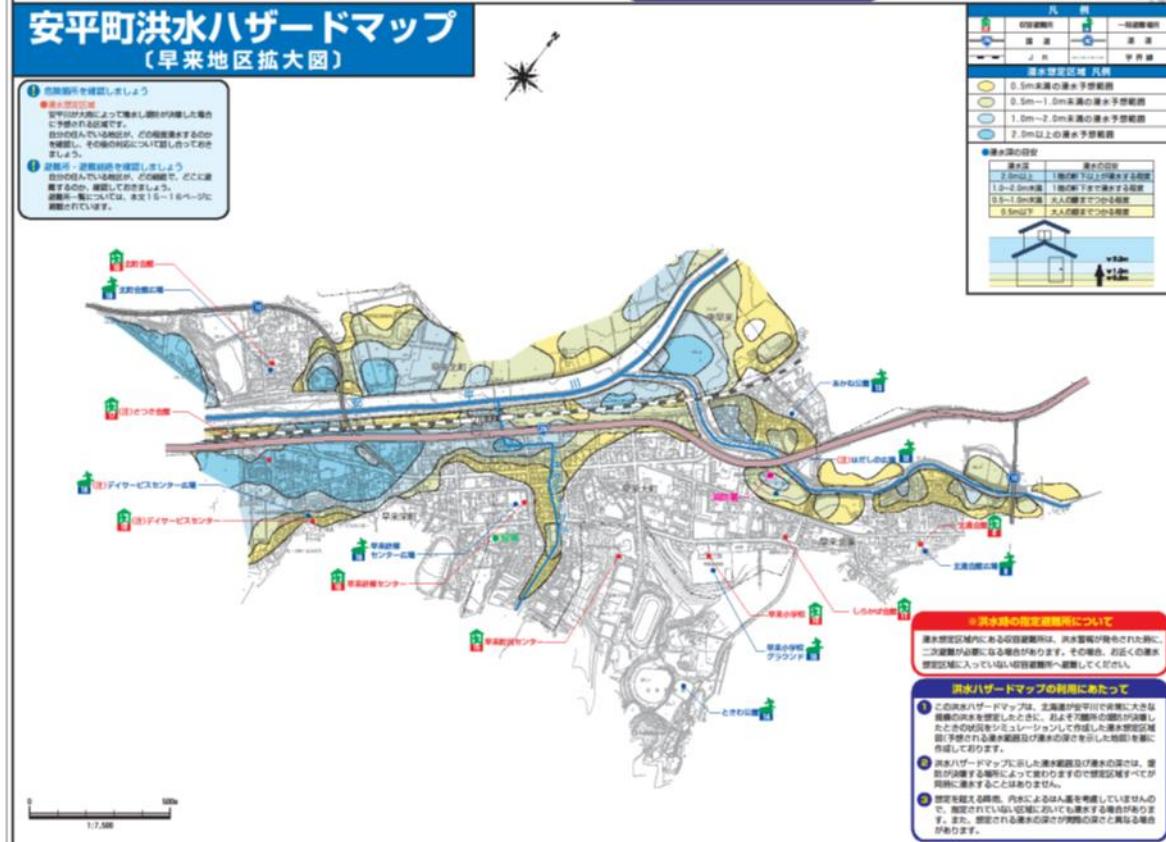
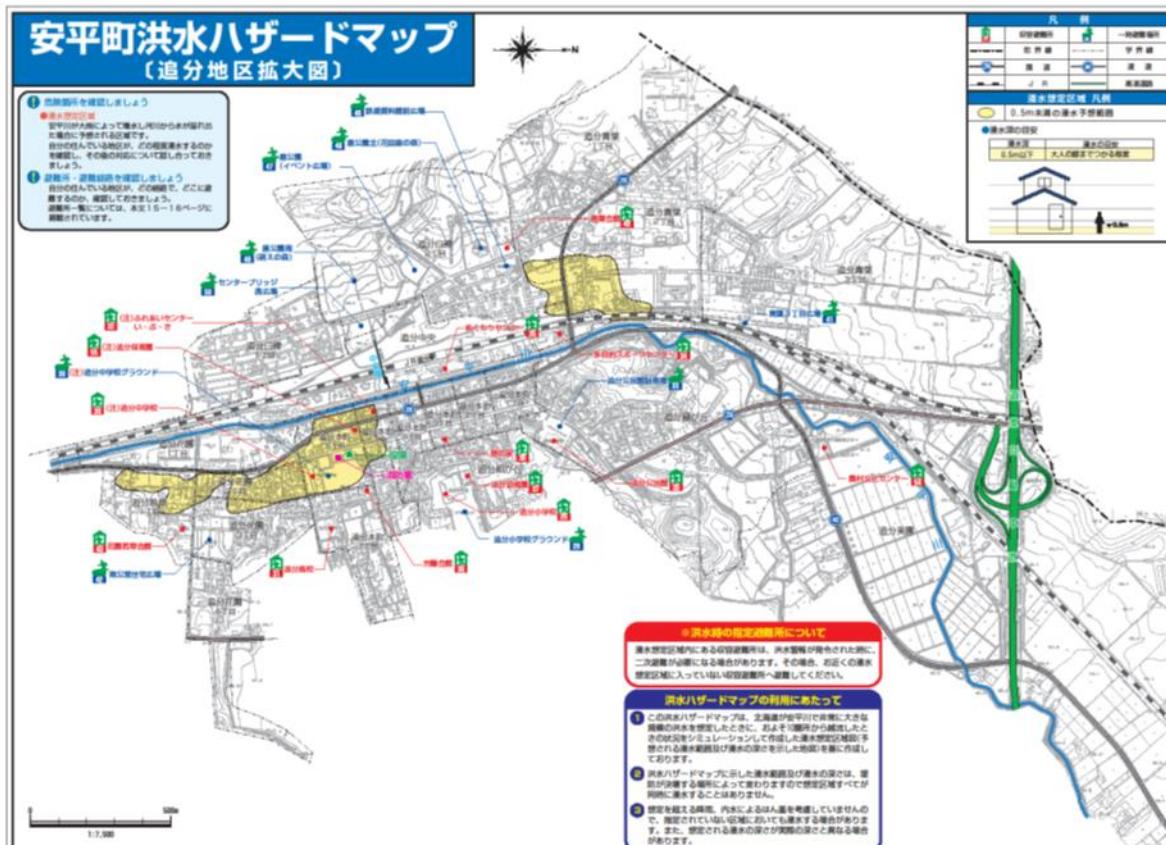
河川番号	河川名	流路延長(km)	備考
10	安平川	49.8	追分橋（道道462号）より上流
230	ニッタツボロ川	11.5	東早来橋下流から橋本牧場内早来守田91番地2（右岸）より上流
140	遠浅川	23.2	国道234号より上流

※ その他は、安平町河川一覧表による。

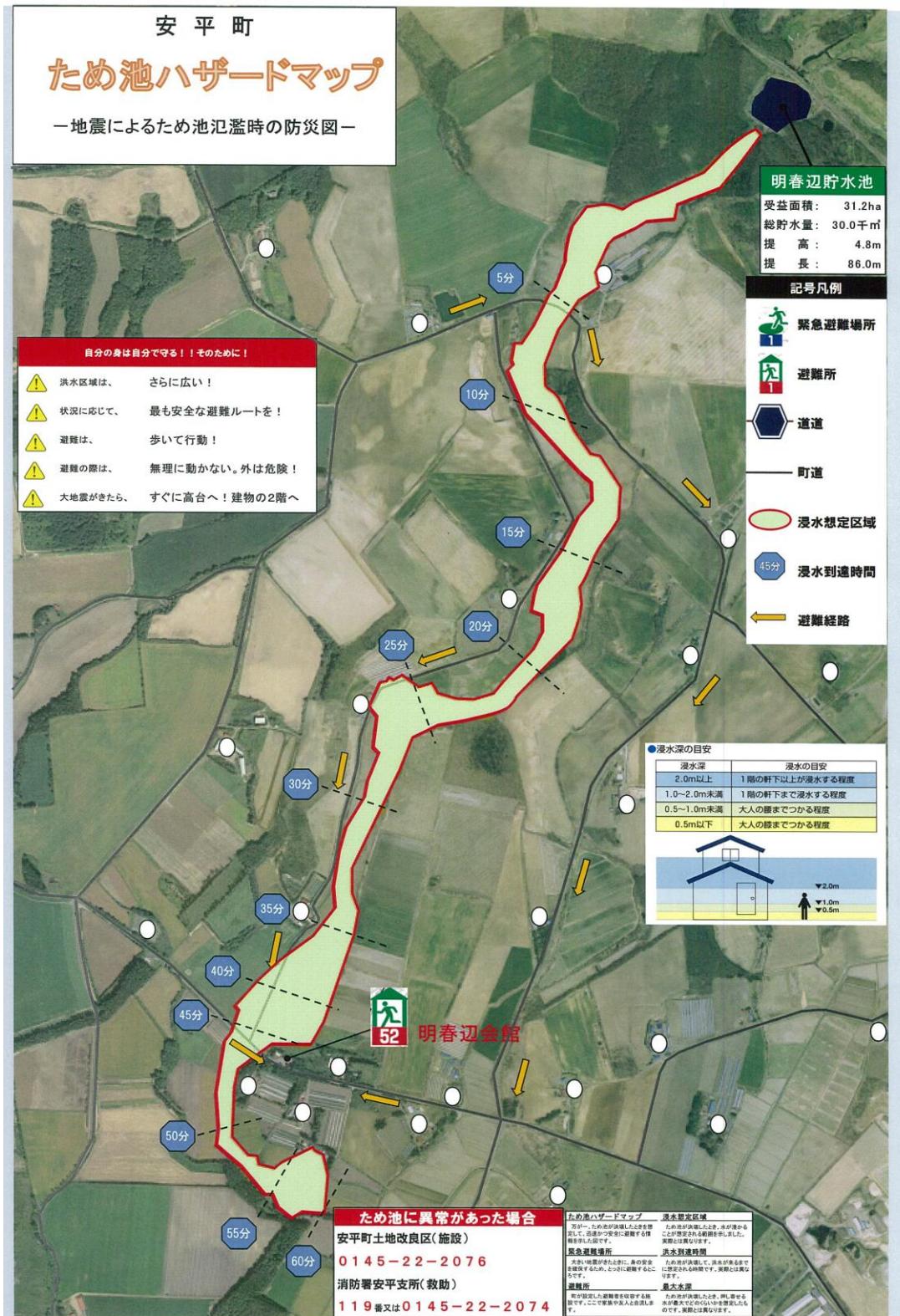
4-6 安平町浸水想定区域（全体図）



4-7 安平町浸水想定区域（追分・早来地区拡大図）



4-8 ため池ハザードマップ





4－9 災害危険区域内要援護者施設等一覧

区分	名称	所在地	連絡先	危険区域の種別
福祉施設等	デイサービスセンターサックル	早来栄町 133-42	22-4646	土砂災害警戒区域 浸水想定区域
	ケアハウスサックル	早来栄町 157-1	22-4646	
	グループホームさかえ	早来栄町 133-65	26-2323	土砂災害警戒区域
	グループホーム安平の郷	安平 675-16	26-3301	浸水想定区域
学校等	追分中学校	追分本町 6-58	25-2044	
	おいわけ子ども園	追分本町 6-24	25-3439	
病院・診療所	渡邊医院	早来大町 116-4	22-2250	
	日野歯科	早来大町 112-1	22-4182	

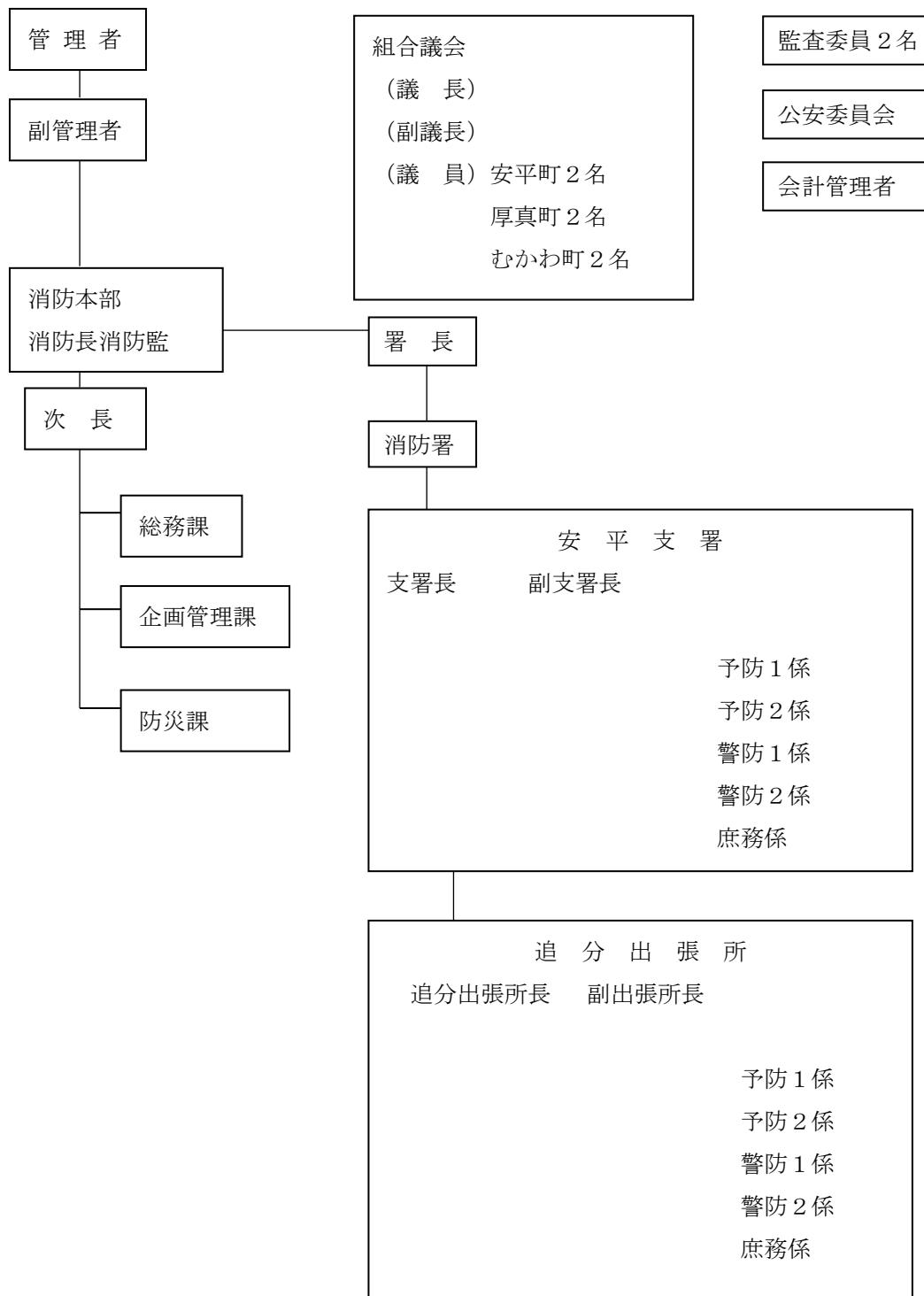
消防力の現況及び組織機構

【消防力の現況】

平成 30 年 6 月現在

		安平町			胆振東部消防組合合計	
		安平支署	追分出張所	安平消防団	計	
人 員		21	13	134	168	108 (職員)
車両	消防ポンプ自動車			6	6	16
	水槽付ポンプ自動車	1	1		2	8
	小型動力ポンプ付水槽車	1	1		2	6
	大型高所放水車				0	1
	大型化学車				0	1
	泡原液搬送車				0	1
	林野工作車				0	1
	救助工作車				0	1
	移動無線中継車				0	1
	指揮広報車	2	1		3	11
	資機材搬送車			3	3	7
	消防団員搬送車	1	1		2	4
	高規格救急自動車	1	1		2	6
	その他の車両				0	2
車両合計		6	5	9	20	66
小型動力ポンプ				5	5	16

【組織機構（胆振東部消防組合）】



災 害 履 歴

	年 月 日	災害の種別	被 害 状 況
1	明治 8 年 9 月 27 日	暴風雨	安平川・支安平川氾濫
2	明治 22 年 4 月	大雨	安平川・支安平川氾濫、家屋・家畜流出あり
3	明治 31 年 9 月 6 日～8 日	大雨	安平川氾濫(早来市街地浸水)
4	昭和 7 年 9 月 5 日～6 日	集中豪雨	安平川氾濫、市街地堤防決壊、家屋浸水 300 戸
5	昭和 8 年 8 月 6 日～8 日	大雨	安平川氾濫
6	昭和 25 年 7 月 31 日～8 月 1 日	大雨	安平川氾濫、家屋・田畠冠水被害
7	昭和 27 年 3 月 4 日	地震	(十勝沖地震) 倒壊家屋有り
8	昭和 29 年 9 月 26 日	台風	(15 号台風) 全壊 2 戸、半壊 4 戸、被害総額 823 万円
9	昭和 30 年 7 月 30 日	集中豪雨	(局部的集中豪雨) 全壊 3 戸、床上浸水 89 戸、床下浸水 614 戸、被害総額 8,073 万円
10	昭和 40 年 9 月 6 日～7 日	集中豪雨	床上浸水 1 戸、床下浸水 20 戸、被害総額 233 万円
11	昭和 40 年 9 月 10 日～11 日	台風	(23 号台風) 床下浸水 22 戸、被害総額 662 万円
12	昭和 40 年 9 月 17 日～18 日	台風	(24 号台風) 床下浸水 9 戸、床下浸水 73 戸、被害総額 2,673 万円
13	昭和 43 年 5 月 16 日	地震	(十勝沖地震) 一部倒壊 25 棟、道路 3 か所損壊、商品被害額 250 万円 (その他 250 万円)、被害総額 680 万円
14	昭和 47 年 9 月 17 日	台風	(20 号台風) 床上浸水 10 戸、田 20ha、畑 10ha、被害総額 114 万円
15	昭和 48 年 9 月 3 日～4 日	集中豪雨	床上浸水 5 戸、床下浸水 25 戸、水稻倒伏 5 ha、畑冠水 10ha、河川堤防決壊 80m、被害総額 456 万円
16	昭和 49 年 4 月 21 日～22 日	風害	納屋等全壊 3 戸、半壊破損 21 棟、馬 1 頭死亡、公共施設損壊 2 か所、ビニールハウス倒壊 100 棟、被害総額 456 万円
17	昭和 50 年 8 月 23 日	台風	(6 号台風) 床上浸水 14 戸、床下浸水 78 戸、市街地内堤防決壊 3 か所。農作物冠水 143ha、道路橋梁決壊、被害総額 5,990 万円
18	昭和 54 年 10 月 2 日	台風	(16 号台風) 床下浸水 20 戸
19	昭和 54 年 10 月 20 日	台風	(20 号台風) 床下浸水 9 戸、非住宅家屋半壊 1 棟、被害総額 25 万円

20	昭和 56 年 8 月 3 日～6 日	台風	(12 号台風) 床上浸水 6 戸、床下浸水 30 戸、農作物被害 571ha、農業施設 6 か所、河川・道路橋梁決壊、被害総額 6 億 3,299 万円
21	昭和 56 年 9 月 21 日	台風	(15 号台風) 床上浸水 1 戸、床下浸水 17 戸、農作物被害 502ha、農業施設 1 か所、被害総額 7,889 万円
22	昭和 59 年 7 月 13 日～14 日	豪雨	農作物被害 5,599 万円
23	昭和 59 年 8 月 28 日	台風	(10 号台風) 農作物被害 46 万円
24	昭和 60 年 9 月 1 日	台風	(13 号台風) 農作物被害 79 万円、河川・道路決壊、被害総額 1,177 万円
25	昭和 62 年 1 月 14 日	地震	商品被害 10 万円
26	昭和 62 年 8 月 26 日	大雨	床下浸水 4 戸、河川・道路決壊等、農業施設破損 2 か所、被害総額 2 億 5,172 万円
27	昭和 62 年 9 月 1 日	強風	農作物被害 1.55ha、教育施設破損 2 か所、事業所破損 2 か所
28	平成元年 9 月	大雨	河川決壊等 4 か所、被害総額 5,630 万円
29	平成 2 年 4 月 23 日	大雨	床下浸水 37 戸、農業施設破損 3 か所、河川・道路・排水施設・池決壊等、被害総額 2 億 8,663 万円
30	平成 4 年 8 月 8 日～9 日	台風	河川決壊等 2 か所
31	平成 5 年 1 月 15 日	地震	商品被害 427 万円
32	平成 6 年 5 月 27 日	大雨	住宅被害 1 戸、農業被害 39 件、学校施設被害 1 件、河川・道路破損、被害総額 2,133 万円
33	平成 9 年 8 月 8 日～13 日	大雨	農作物被害 46.7ha、公園被害 1 件、河川・道路破損、被害総額 2,981 万円
34	平成 13 年 9 月 11 日～12 日	大雨	農業被害 8 件、河川・道路破損、被害総額 1 億 5,228 万円
35	平成 15 年 9 月 26 日	地震	十勝沖地震
36	平成 16 年 9 月 8 日	台風	(18 号台風) 道路被害(倒木)29 件、林業被害(倒木)7 件、公共施設被害 12 件、民間施設被害 35 件、農作物被害 25.5ha、農業施設被害 101 件、追分地区一部停電、被害総額 5,837 万円
37	平成 17 年 8 月 21～22 日	大雨	床下浸水 8 戸、農作物被害 12.8ha、河川 12 箇所 1444 万円、道路 14 箇所 546 万円
38	平成 17 年 9 月 7～8 日	台風	農作物被害 346.9ha、営農施設 2 箇所、河川 7 箇所 125 万円、道路 10 箇所 125 万円
39	平成 18 年 2 月 26 日	強風	営農施設 22 箇所

40	平成 18 年 8 月 18~19 日	大雨	農作物被害 1.3ha、牧草地被害 3ha、河川 6 箇所 595 万円、道路 11 箇所 310 万円、施設 4 箇所 36 万円
41	平成 19 年 1 月 6~8 日	強風	施設 1 箇所 153 万円
42	平成 20 年 2 月 23 日	暴風雪	営農施設 20 箇所
43	平成 21 年 5 月	強風	農作物被害 44ha、農業施設被害 1 件
44	平成 21 年 7 月 8 日	大雨	道路 4 か所 90 万円
45	平成 22 年 8 月 11 日~12 日	大雨	農作物被害 0.43ha、道路 3 か所 50 万円
46	平成 24 年 2 月 2 日	地震	十勝地方中部を震源とする地震（震度 5 弱）軽症 1 名、小学校窓のひび割れ 3 箇所
47	平成 24 年 12 月 6 日	暴風雪	倒木被害 8 か所、個人宅物置飛散 1 か所、選挙看板飛散 1 か所
48	平成 25 年 8 月 27 日~28 日	大雨	町内 3 カ所で法面部の崩壊及び田畠へ流水（被害軽微）
49	平成 26 年 8 月 10 日~11 日	大雨	台風 11 号による大雨農作物被害 1 箇所 10a
50	平成 26 年 9 月 11 日		道路冠水 4 箇所、路肩・法面崩壊 10 箇所、側溝滞留 3 箇所、砂利道路盤流失 12 路線、河川流出、富岡地区落雷により停電法面補修費 1,000 千円程度、路盤補修費 500 千円程度
51	平成 26 年 11 月 12 日	竜巻	遠浅地区に発生住宅被害一部破損 7 戸 2110051 円、非住家被害（その他）全壊 3 件 75400 円、半壊 7 件 996594 円、遠浅地区停電法面補修費 1,000 千円程度路盤補修費 500 千円程度
52	平成 27 年 8 月 6 日	大雨	路肩、法面崩壊 5 箇所 河川の浸水 1 箇所
53	平成 27 年 10 月 1 日~2 日	暴風	第 3 排水地停電、農作物被害 21 箇所 37ha
54	平成 27 年 10 月 8 日~9 日	暴風	台風 23 号に伴う暴風早来・富岡地区停電、安平北 3 条線倒木 30 千円、大町北進基線標識 30 千円、店舗ショーウィンドウガラス破損 20 万円、遠浅地区街灯被害
55	平成 27 年 2 月 29 日~3 月 1 日	暴風雪	営農施設被害 6 件（8 棟）、資材被害 45 万円
56	平成 28 年 8 月 17 日	台風	（台風 7 号）農業被害（加工スイートコーン）被害戸数 23 戸、被害面積 5110a
57	平成 28 年 8 月 23 日	台風	（台風 9 号）フモンケ川増水による敷地流入東安平川増水による敷地流入道路法面崩壊等 3ヶ所 被害総額 130 万円
58	平成 28 年 8 月 31 日	台風	（台風 10 号）農業被害（ビニールハウス 4 棟、飼料保管庫 1 棟、デントコーン倒伏 1.3ha）

59	平成 29 年 7 月 1 日	地震	(胆振地方中東部 震度 5 弱) 役場パソコン破損 8 万円 商工関係 (商品落下等 5 件) 被害総額 13.3 万円 企業水道管はずれ、壁の一部崩壊 住宅関係 煙突ブロック破損 1 件 農業関係 牛舎等ブロック壁・屋根破損 1 件 墓地 墓石破損 1 件、剥離 2 件
60	平成 29 年 9 月 18 日	台風	(台風 18 号) 農業被害 (水稻 663a 14 戸、デントコーン 915a 8 戸)
61	平成 29 年 10 月 25 日	台風	(台風 21 号) 追分墓地隣接倒木
62	平成 30 年 9 月 5 日	台風	(台風 21 号) 住家被害 一部損壊 9 戸、非住家被害 全壊 5 半壊 15、倒木 47 ケ所 停電 追分地区 1,070 戸 早来・安平地区 150 戸 農業被害 153,830 千円 (農作物被害 222ha 59,251 千円、営農施設被害 292 件 93,324 千円、農業等施設被害 2 件 1,255 千円)
63	平成 30 年 9 月 6 日	地震	(平成 30 年北海道胆振東部地震 震源 胆振地方中東部北緯 42.7 度 東経 142.0 度 深さ 37km M6.7 震度 6 強) 人的被害 重傷者 7 名、軽傷者 10 名 住家被害 2,940 棟(全壊 93 棟、大規模半壊 56 棟、半壊 310 棟、一部損壊 2,481 棟)、非住家被害 3,076 棟 (全壊 343 棟、大規模半壊 62 棟、半壊 493 棟、一部損壊 2,178 棟) 断水・停電 3,593 戸 (全戸)、追分小学校・早来中学校被災 最大避難者数 718 名 (9 月 7 日、避難所 7 ケ所) 被害額 17,694,594 千円 (早来中学校建設費含まず) (河川 (7 ケ所)・道路 (60 ケ所)・橋梁 (2 ケ所)・公園等 7,873,000 千円、上下水道 2,205,200 千円、農業被害 (ダム含む) 1,127,955 千円、斎場・墓地 56,800 千円、産業廃棄物処理 87,200 千円、幼児教育施設 14,189 千円、学校教育施設 500,000 千円、社会教育施設 330,000 千円)

64	平成 31 年 2 月 21 日	地震	(震源 胆振地方中東部 北緯 42.8 度 東経 142.0 度 深さ 30 k m M5.7 震度追分 5 強・早来 5 弱) 人的被害なし。各公民館避難所開設（避難者なし。） 住家被害（一部損壊 2 戸（追分若草 3 丁目）） 非住家被害（労働会館一部損壊（追分）） 商工被害 ガラス割れ、商品（酒瓶）割れ
65	令和 2 年 3 月 10 日～11 日	融雪・大雨	路盤洗堀 7 箇所、路面・路肩陥没⑥箇所、路肩・河川護岸崩れ 2 箇所、橋梁ウイング洗堀 1 箇所、河岸洗堀 1 箇所、冠水 3 箇所 補修費 3,650 千円程度

水防記録及び水防報告

【水防記録】

活動日時	活動場所	出動延人数	主な活動内容

【水防報告の様式】

●●における水防活動
(○○消防団・平成 年 月 日～ 日)

活動時間	出動延人数	主な活動内容

○概要

(写 真)

(写 真)

(地 図)

気象庁震度階級関連解説表

【使用にあたっての留意事項】

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した 震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている 地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く 見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったり場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味、下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じことがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強		がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が
7	大きな地割れが生じることがある。	発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起り、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

樽前山噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	居住者の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、火碎流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】1667年及び1739年：大規模噴火、噴石が火口から概ね4kmまで飛散、火碎流が広範囲に流下して火口から10km以上の海岸まで到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積 ●中～大規模噴火により融雪型火山泥流が発生して居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。【過去事例】観測事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●中規模噴火の頻発等により、火碎流が居住地域に到達するような大規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし ●積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者等の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> ●中規模噴火が発生し、噴石が概ね3km以内に飛散、あるいは火碎流が谷沿いに流下 【過去事例】1874年及び1909年：中規模噴火、噴石が火口から2～3kmまで飛散、火碎流が谷沿いに流下して火口から最大8km程度まで到達（1874年）、火山灰等が山麓で厚さ数cmに堆積 ●地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし
噴火予報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火が発生し、山頂火口原内外に噴石飛散。 【過去事例】1909年噴火以降繰り返し発生した小規模噴火、山頂部に噴石飛散 ●地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】2002年～2003年：山頂B噴気孔群で急激な熱活動の高まり 1999年：山頂A火口で急激な熱活動の高まり 1997年～2001年：地震活動の活発化
	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 大規模噴火とは、噴煙が1万m以上上がり、火碎流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

注3) 中規模噴火とは、噴煙が数千mまで上がり、噴石が火口から2～3kmまで飛散し、小規模な火碎流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

注4) 小規模噴火とは、噴煙が1,000m以下まで上がり、噴石が山頂火口原内外に飛散するような噴火である。

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速 報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写しを添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 告 情 報			
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (総合振興局、振興局・ 市町村名等)		受信機関 (総合振興局、振興局・ 市町村名等)	
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)	
発生場所			
発生日時	月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他		
ライフライン関係の状況	道路 鉄道 電話 水道 (飲料水) 電気 その他		
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置		
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯
			り災人数
(救助実施内容)			

		地区名	避難場所	人数	日時
(3)避難の状況	自主避難				
	避難勧告				
	避難指示				
措置の状況	(4)自衛隊派遣要請の状況				
(6)応急対策出動人員	(5)その他措置の状況				
	(ア)出動人員	(イ)主な活動状況			
	市町村職員	名			
	消防職員	名			
	消防団員	名			
	その他(住民等)	名			
その他	計	名			
	(今後の見通し等)				

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被 害 状 況 報 告 (速 報 中 間 最 終)

				月 日 時 現 在								
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因								
災害発生場所												
發 信	機関(市町村)名				受	機関(市町村)名						
	職・氏名					職・氏名						
	発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分					
項目			件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)				
① 人 的 被 害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因是補足資料で報告	道 工 事	河 川	箇所					
	行方不明	人				海 岸	箇所					
	重 傷	人				砂防設備	箇所					
	軽 傷	人				地すべり	箇所					
	計		人			急傾斜地	箇所					
② 住 家 被 害	全 壊		棟		木	道 路	箇所					
	半 壊		棟			橋 梁	箇所					
	一部破損		棟			小 計	箇所					
	床上浸水		棟		被 害	市 河 川	箇所					
	床下浸水		棟			市 道 路	箇所					
	計		棟			市 橋 梁	箇所					
	全壊		棟			小 計	箇所					
	その他		棟			港 湾	箇所					
	半壊		棟			漁 港	箇所					
	その他		棟			下 水 道	箇所					
③ 非 住 家 被 害	公共建物		棟			公 園	箇所					
	計		棟			崖くずれ	箇所					
	その他		棟			計	箇所					
	公共建物		棟		⑥ 水 船	漁 沈没流出	隻					
	その他		棟			破 損	隻					
④ 農 業 被 害	半壊		棟			計	隻					
	公共建物		棟			漁港施設	箇所					
	その他		棟			共同利用施設	箇所					
	計		棟			その他施設	箇所					
	その他		棟			漁 具 (網)	件					
農地					⑦ 林 業	水産製品	件					
田						その 他	件					
溢水等						計						
浸冠水						道 林 地	箇所					
畠						治山施設	箇所					
溢水等						林 道	箇所					
浸冠水						林 產 物	箇所					
農作物						そ の 他	箇所					
田						小 計	箇所					
畠					一 般 民 有 林	林 地	箇所					
農業用施設						治山施設	箇所					
共同利用施設						林 道	箇所					
営農施設						林 產 物	箇所					
畜産被害						そ の 他	箇所					
その他						小 計	箇所					
計						計	箇所					

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)	
⑧ 病 院 生 瀝 被 施 害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所				
	公立	箇所			⑫ 社会福 祉施設被害	箇所				
	個人	箇所			法人	箇所				
	般廃棄物処理	箇所			計	箇所				
	し尿処理	箇所			(13) そ の 他	鉄道不通	箇所		—	
	火葬場	箇所				鉄道施設	箇所			
	計	箇所				被験的(篤)除外	隻			
	商業	件				空港	箇所			
	工業	件				水道	戸		—	
	その他	件				電話	回線		—	
	計	件				電気	戸		—	
⑩ 公 立 文 教 施 設 被 害	小学校	箇所				ガス	戸		—	
	中学校	箇所				ブロック塀等	箇所		—	
	高校	箇所				都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所			被 味 総 額					
	計	箇所			火災 発生	建物	件			
公共施設被害箇所件数			箇所			危険物	件			
り災世帯数			世帯			その他	件			
り災者数			人			消防職員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況			道(総合振興局・振興局)							
災害救助法適用市町村名	市町村名	名称				設置日時	廃止日時			

補足資料 (※別葉で報告)

- 災害発生場所
- 災害発生年月日
- 災害の種類概況
- 人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) 一個人情報につき取扱 注意
- 応急対策の状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難箇所の設置状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況ほか

別表3

被 害 状 況 報 告 (中 間 最 終)

災害発生日時			月 日 時 分		災害の原因			月 日 時 現在		
災害発生場所										
発 信	機関(市町村)名					受	機関(市町村)名			
	職・氏名						職・氏名			
	発信日時			月	日	時	分	受信日時	月 日 時 分	
項目			件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人 的 被 害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は補足資料で報告		⑤ 道 工 事 土 木 被 害	河 川	箇所		
	行方不明	人					海 岸	箇所		
	重 傷	人					砂防設備	箇所		
	軽 傷	人					地すべり	箇所		
計			人				急傾斜地	箇所		
② 住 家 被 害	全 壊			棟			道 路	箇所		
	半 壊			棟			橋 梁	箇所		
	一部破損			棟			小 計	箇所		
	床上浸水			世帯			市川	箇所		
	床下浸水			人			桟道	箇所		
	計			棟			橋梁	箇所		
				世帯			小 計	箇所		
				人			港 湾	箇所		
				棟			漁 港	箇所		
				世帯			下水道	箇所		
③ 非 住 家 被 害	全壊	公共建物	棟				公 園	箇所		
		その他の	棟				崖くずれ	箇所		
	半壊	公共建物	棟				計	箇所		
		その他の	棟			⑥ 水 産 被 害	漁 沈没流出	隻		
	計	公共建物	棟				破 損	隻		
		その他の	棟				計	隻		
				棟			漁港施設	箇所		
④ 農 業 被 害	農地	田	溢れ等	ha			共同利用施設	箇所		
		田	浸冠水	ha			その他の施設	箇所		
		畑	溢れ等	ha			漁具(網)	件		
		畑	浸冠水	ha			水産製品	件		
	農作物	田					その他	件		
		畑					計			
	農業用施設			箇所		⑦ 林 業 被 害	林 地	箇所		
	共同利用施設			箇所			治山施設	箇所		
	営農施設			箇所			林 道	箇所		
	畜産被害			箇所			林 產 物	箇所		
	その他			箇所			そ の 他	箇所		
	計						小 計	箇所		
							林 地	箇所		
							治山施設	箇所		
							林 道	箇所		
							林 產 物	箇所		
							そ の 他	箇所		
							小 計	箇所		
							計	箇所		

別表4

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(診察後入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受けた必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(診察後入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受けた必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問はず。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなし。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎とともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家(住宅、公宅、指定政机关及び指定公共機関のもの)を問はず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活を一つとしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これらに類する施設で宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価と減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価と減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であつて、建物の一部が被損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価×減価比率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が被損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が被損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場・宿舎・集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵・物置とは、生活の主たる住家に附隨する建物の意味であつて、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従つて、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農 業 被 害	農 地	農地被害は、田畠が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畠の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下にあっては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によつて生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によつて相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定計算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
		農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、产地市場施

	共同利用施設	設 種苗施設、家畜飼育施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る 営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等 の被害をいう。
	畜 産 被 害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	砂 防 設 備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地 す べ り 防 止 施 設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損傷が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・けがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
⑥ 林 業 被 害	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 产 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業室を含む)等をいう。
	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
⑦ 衛 生 被 害	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
	商 業	商品、原材料等をいう。
⑧ 商 工		工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。

被害	工业	業
⑨公立文教施設 被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)	
⑩社会教育施設 被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。	
⑪社会福祉施設 等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。	
⑫その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水道 戸数	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 戸数	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 戸数	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガス 戸数	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	その他	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

平成 30 年 7 月 一部修正
令和 2 年 3 月 一部修正
令和 2 年 12 月 一部修正